

# 合併浄化槽設置しませんか

～合併浄化槽は汚染される河川の水質を浄化する唯一の解決策です～

今、入替えが大変お得!費用負担を次のとおり軽減し、単独槽等からの入替えを促進します。今年度の申請の締切りは平成28年12月28日です。早めの計画、申請をお願いします。

## 1 エコ補助金を継続!

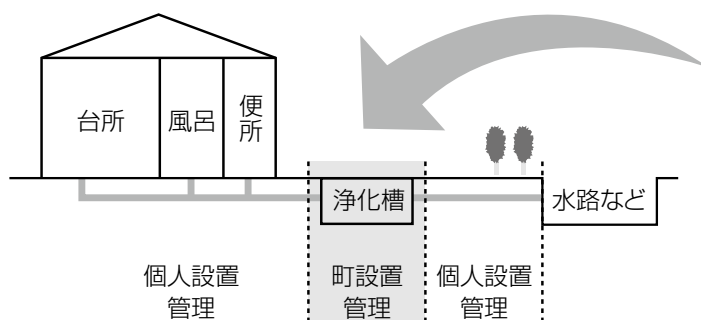
単独浄化槽、汲取り槽から合併浄化槽に入替え、年度内に使用開始する場合、下表の額を助成します。

※申請には、撤去前後の単独浄化槽・汲取り槽の写真が必要となります。

ただし、エコ補助金は来年度以降の継続は不明となっておりますので注意してください。

## 2 分担金軽減を継続!

大好評、平成30年3月(平成29年度)まで次のとおり軽減し、浄化槽を設置します。



人槽区分	分担金	使用料(月額)	エコ補助(予定)
5人槽	150,000円	3,800円	60,000円
7人槽	210,000円	4,600円	70,000円
10人槽	300,000円	5,500円	80,000円

※駐車場仕様は個人負担

## 3 単独浄化槽、撤去します。

単独槽、必要とあれば町が撤去します。ただし、撤去費10万円を超えた分は個人負担です。

## 4 設置規則を見直しました

今まで、合併浄化槽を設置する場所が狭く、設置できなかったお宅でも、出来るだけ設置できるように、対応いたしますので、一度役場に来てご相談ください。

## 5 合併浄化槽の必要性

下仁田町は水源の町であるため、清浄な水を下流へ流す重要な役割を担っています。

現在の水質汚濁の要因は、単独浄化槽または汲取りのご家庭からそのまま放流されている台所、風呂等からの生活排水が多くを占めており、その結果、川や水路を汚したり匂いを発生させたりしています。この水質汚濁を解決する唯一の方法が合併浄化槽です。

現在、単独浄化槽で処理を行っているご家庭では、すでにトイレが水洗化されているため合併浄化槽への転換のメリットがあまり無い様に思われますが、浄化槽を設置すればこれらの問題が解消され、更には環境保全につながります。

## 6 群馬県の汚水処理計画と町の現状

群馬県の汚水処理人口普及率(生活排水処理施設が整備されている区域の割合)は、平成26年度で77.5%で全国第37位であり、決して高くありません。

下仁田町の汚水処理人口普及率は、平成26年度で28.3%(5%上げるには約170基整備が必要)であり、水源の町であるにも関わらず群馬県で最下位を推移しています。県の平均値に近づけるには大変厳しいものがありますが、汚水処理人口向上のため皆様のご理解ご協力が必要です。

問合せ先 建設ガス水道課 建設係 ☎64-8807

## 景観の届出が必要です

下仁田町景観条例により、次に該当する場合には町への届出が必要となります。

「住宅等及び工作物(柵・塀・門)の新築、増改築、移転、撤去、外観の修繕、外観の模様替え、外観の色彩の変更」建築確認の届出をする前に、町へ景観の届出をしてください。

まちの風景を次世代に引き継いでいくための制度です。皆様のご理解ご協力をお願いします。

詳しくは事務担当へお問い合わせください。

問合せ・届出先 建設ガス水道課 管理係 ☎64-8807

# 大規模な土地取引には届出が必要です (国土利用計画法に基づく土地売買等届出書)

一定面積以上の土地取引を行った場合には、買主は市町村を經由して県知事あてに届出を行う必要がありますので、忘れずに届出してください。

## ●届出が必要な面積

市街化区域内：2,000㎡以上

市街化区域以外の都市計画区域内：5,000㎡以上

都市計画区域外：10,000㎡以上

## ●届出期間 売買契約を締結した日から起算して14日以内

## ●届出先 売買した土地の所在する市役所・町村役場

### 問合せ先

群馬県庁 地域政策課

☎027-226-2366

下仁田町役場 地域創生課 企画政策係

☎64-8809

## 10月は土地月間です

### ～10会場で土地価格などの無料相談会を開催～

土地は、私たちにとって限られた貴重な資源であり、日常生活や経済活動に欠かせない基盤です。そこで、皆さんに土地についての関心を高め、理解を深めていただくこと「土地月間」が定められました。これにちなみ、県・(公社)群馬県不動産鑑定士協会では、県内10会場で土地価格などの無料相談会を開催しますので、皆さん、お気軽にお出かけください。

## ●日時 10月5日(水)10:00～15:00

## ●会場 前橋会場 前橋市役所(前橋市大手町)

## 高崎会場 高崎市役所(高崎市高松町)

桐生会場 桐生市役所(桐生市織姫町)

伊勢崎会場 伊勢崎市役所(伊勢崎市今泉町)

太田会場 太田市役所(太田市浜町)

沼田会場 沼田市役所(沼田市西倉内町)

館林会場 館林市役所(館林市城町)

渋川会場 渋川市役所第二庁舎(渋川市石原)

藤岡会場 藤岡市役所(藤岡市中栗須)

富岡会場 富岡市役所(富岡市富岡)

## ●内容 不動産鑑定士が、土地・建物価格や地代、家賃などの相談に応じます。

## ●問合せ先 群馬県庁地域政策課(☎027-226-2366)

(公社)群馬県不動産鑑定士協会(☎027-243-3077)

## 空き地の適正管理をお願いします。

雑草類が繁茂し、周辺住民の方々に迷惑を及ぼすこととなります。空き地の所有者や管理者は、防草シート設置や住環境に配慮した除草作業等、適切な管理をされるようお願いいたします。

雑草類が繁茂していると、次のような生活環境の悪化をもたらします。

1. 不法投棄の温床の場となり、さらなる不法投棄を招く可能性があります。
2. 蚊・ハエ等の害虫が発生する場所になります。
3. 冬期には立ち枯れて、タバコの投げ入れなどにより火災の原因になります。
4. 植物の進出や倒木等、隣接地や道路通行者へ被害を与える恐れがあります。
5. 非行や犯罪を誘発する原因になります。

町環境美化条例第14条により所有者(管理者)の適正な管理をお願いします。

## ●問合せ先 保健環境課 環境係 ☎82-5490



## ポータルサイト「確かめよう労働条件」のご案内

厚生労働省では、労働条件や労務管理上の疑問点を確認できるための情報を広く発信することを目的としたポータルサイト「確かめよう 労働条件」を開設しています。労働条件を確かめてみませんか？

・インターネット

群馬労働局ホームページ(<http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

「労働条件に関する総合情報サイト 確かめよう 労働条件」をクリックすれば、

厚生労働省ホームページ(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>)へリンク。